○国土交通省告示第千二百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十八年九月六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県本庄市北堀字新田前、字山ノ根、字田端、字久下塚、字薬師堂、字新田原、字西浦、字前田、字前山の各一部並びに栗崎字前田、字東谷の各一部並びに東富田字山根、字下田の各一部並びに西富田字大久保山の一部

四　土地区画整理事業の名称　本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県本庄市駅南一丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十八年九月六日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十三年十二月九日

○国土交通省告示第千二百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年十二月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大分川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十年建設省告示第八百九十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

由布津江川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十年建設省告示第八百九十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

由布津江川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成八年建設省告示第千三百二十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千二百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大分川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第二千六百二十号で指定した土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上字今ホリ　二〇二九番一　一号及び二十六号

二〇一七番一四　二十四号

二〇二〇番一　二十五号

字野々草

一九四七番四五　二号

一九四七番四六　三号

一九四六番二二　四号及び五号

一九四六番九　七号及び十六号から十九号まで

一九四六番一　十三号から十五号まで

一九四六番二　二十号から二十三号まで

字嶽本前平

一二七五番二〇　六号

一二七五番一九　八号

一二七五番七　九号

一二七五番二　十号から十二号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

由布津江川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（一に掲げる土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上字野々草　一九四六番二　一号から十二号まで

一九四六番二五　十三号及び十四号

一九四六番二　十五号から十九号まで

一九四七番七〇　二十号

○観光庁告示第二十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社（登録研修機関第二十六号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月九日

観光庁長官　溝畑　宏

一　住所の変更

変更前	大阪府大阪市北区堂山町十七番十五号若原ビル八階
変更後	大阪府大阪市西区京町堀一丁目四番九号

二　変更の年月日　平成二十三年五月六日

○北陸地方整備局告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　工事区間　工事の種類　工事完了の期日

百四十八号　長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平から同村大字北小谷字マムシ岩まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）　改築　平成二十三年十二月十日

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番一まで	前	BA　八・五〇～五一・〇〇メートル　二八・〇〇～六二・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル　三・二二六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　八・五〇～五一・〇〇メートル　二八・〇〇～七二・〇〇メートル	二・九五〇キロメートル　三・二二六	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和